

## 第4回 清瀬市消防団活動のあり方検討会 会議録

### 1 開催日時

令和7年1月24日（金）18時00分から19時00分まで

### 2 場所

清瀬市役所2階市民協働ルーム

### 3 会議内容

#### (1) 開会

#### (2) 座長挨拶

座長による挨拶を行った。

#### (3) 提言書（案）について

前回会議からの修正内容について事務局から説明を行った。

#### (4) 意見交換

- ・出場体制の見直しに関して、出場体制の再評価という表現だけでなく、消防団の規約や行動マニュアルの作成についてという形で、より具体的に言及してよいのではないか。
- ・出場体制のみならず、消防団員としての活動基準、行動基準についてのマニュアルを作成してもよい。
- ・消防署に、活動基準やサービス基準があるため、それを参考に作成をするのもよい。
- ・仕事や家庭があつての消防団活動であることを共通認識として持つことが、これから消防団に加入したい、してもよいと考えている人の障壁の排除につながるのではないか。
- ・「副団長が分団の現場活動に関与する」という点を「副団長が分団の活動に関与する」という方が、誤解のない言い方になる。併せて、「分団運営を目指すことが見込める」の点についても分団運営にこだわらず、団運営という広い言い方にした方がよい。

- ・分団運営、運用について、うまくできている分団もあれば、そうでない分団もある。
- ・消防団員は怪我のリスクや命の危険にさらされる状況におかれるケースもある。本団は、そうした環境で団員を守り、統率しながら活動を行う責任がある。
- ・「風通しの良い環境づくり」が目的になってはいけない。現場活動の安全、団員の現場活動能力の向上のためにやるのが、「風通しの良い環境づくり」でもある。
- ・最後は、上に立って指揮を執る人間が強い統制を取る必要がある。そして、現場が終了し、平時に戻った際は、一団員の目線におりる。組織を管理したり現場で統制するという意味では、それなりに権限、強固な意志を持って指揮を執らないとぬるま湯組織になってしまうので、本団の強い統制力が現場では必要になる。

#### (5) その他

- ・ 提言書（案）については、当会議の意見を反映し座長に一任されて市に提出する旨を了承され閉会となった。